

復興整備計画の変更（第 1 回）について

1. 変更の経緯と今後の見通し

- ・ 東部地域の防災集団移転促進事業における移転先の農地転用許可に関する特例を受けるため、県と共同で復興整備計画を作成し、7月3日に開催した復興整備協議会で同意を得た。
- ・ その後、移転戸数や移転先の計画等の変更に伴い、事業計画の変更（国土交通省と事前協議中）が必要となったことから、その変更内容に合わせて復興整備計画の見直しを行うもの。
- ・ 現在、復興整備計画の変更案について東北農政局と事前協議中であり、協議が整い次第、復興整備協議会に「協議申出書」を提出し、10月25日に開催する協議会で同意を得る予定。

2. 主な変更内容

- ・ 防災集団移転促進事業の変更に伴い、復興整備事業に係る事項等の記載内容を修正。
（移転戸数の変更、移転先の区域・面積の変更、荒井駅北地区を移転先から除外等）
- ・ 東部排水施設整備のルート変更に伴い、土地利用構想図を変更。

3. 復興整備計画変更の概要

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1) 土地利用方針 | 別添 1 「復興整備事業土地利用構想図」 のとおり |
| 2) 計画区域 | 別添 2 「復興整備事業総括図」 のとおり |
| 3) 今回変更する復興整備事業 | 東部地域防災集団移転促進事業 |
| 4) 今回受けようとする特例 | 農地転用の許可（区域の変更） |

| 農地転用許可を受ける 移転先 | 面 積 | |
|-------------------|-------------|-------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 田 子 西 隣 接 地 区 | 1 1 . 1 h a | 9 . 7 h a |
| 南 福 室 地 区 | 2 . 0 h a | 2 . 1 h a |
| 上 岡 田 地 区 | 2 . 1 h a | 4 . 4 h a |
| 七 郷 地 区 | 1 . 9 h a | 2 . 5 h a |
| 六 郷 地 区 | 4 . 7 h a | 3 . 5 h a |
| 石 場 地 区 | 1 . 2 h a | 0 . 9 h a |
| 計 | 2 3 . 0 h a | 2 3 . 1 h a |

- 5) 事業期間 平成 2 4 年度から平成 2 7 年度まで（変更なし）

4. スケジュール

- ・ 1 0 月 2 5 日 第 2 回復興整備協議会の開催
- ・ 1 1 月 2 日頃 復興整備計画の公表（市・宮城県・復興庁のホームページに掲載）

※ 1 0 月 2 3 日に、県が代表して復興整備協議会の開催について、記者クラブ投げ込みを行う。
（詳細については、公開の場となる復興整備協議会で情報提供を行う。）

5. 今後の進め方

1) 農地転用の許可等の特例について

- ・農地転用の手続きについては、第2回協議会后、地区ごとに農地所有者から同意を得た上で、関係書類を農林水産大臣に提出し、公表することで、みなし許可が得られる。
(みなし許可の得られた地区から順次、用地取得予定。)
- ・移転先が農振農用地の地区（田子西隣接地区、南福室地区、七郷地区、六郷地区）においては、いずれ農用地利用計画の変更等が必要となるため、事業の進捗に合わせて、復興整備計画に追記し、変更手続きを進める。

2) 開発行為の許可の特例について

- ・農地転用のみなし許可を受ける6地区と雑子袋地区については、造成工事を行うにあたり、都市計画法に基づく開発行為の許可を受ける必要があるが、この開発許可についても、復興整備計画に記載することにより、みなし許可を得る予定。
- ・この開発許可については、本市が許可権者であるため、復興整備協議会での協議は行わず、公共施設管理者等との協議が整い次第、県との協議の上で公表し、みなし許可を得る予定。
(雑子袋地区については、今年中に開発行為のみなし許可を得て、1月から造成工事に着手予定。その他の地区についても、来年度にかけて開発行為のみなし許可を得る予定。)